

## 1 背景

登録検査等事業者、登録証明機関、登録認定機関の登録の要件の1つとして、1年以内に較正を受けた測定器その他の設備(以下「測定器等」という。)を用いて測定を行うこととされている。

現行の制度では一律に「1年以内」と規定しているが、近年、内部回路のデジタル化や部品の性能の向上により、構造が簡素化された測定器等では1年を超える期間でも精度が維持できるようになってきていることから、1年以内の較正が必ずしも必要とされないようになってきている。

(参考)

- ・ 電波政策2020懇談会における提言  
「登録検査等事業者が使用する測定機その他の設備は・・・、法で定める方法により1年以内ごとに較正又は校正を受けることが義務付けられている。一方で、近年、無線設備の多様化や測定器等の性能向上等に伴い、・・・較正等の在り方が変化してきており、全ての測定器等を一律に規制する必要は低下してきている。」
- ・ 登録検査等事業者及び関係団体等から要望が寄せられている。(H27.9調査)

【測定器(高周波電力計)の例】



## 2 電波法改正の概要

優れた性能を有する測定器等の較正期間については、1年を超え3年を超えない範囲内で、総務省令で定めることとする。(関連条文:第24条の2、第38条の3、第38条の8)

なお、今回の法改正に伴い較正期間の延長が可能な測定器等は、登録証明機関、登録検査等事業者、登録修理業者が使用する測定器等が該当し、指定較正機関等の測定器等については該当しない。

# 測定器等の較正等に係る期間の延長

較正期間を延長するもの（朱書き(○)のものを2年とする。）

		登録検査等 事業者	登録証明機関、 登録修理業者(1号事業、2号事業)		
		法24条の2第4項	法第38条の2の2第1項 第1号の事業	法第38条の2の2第1項 第2号の事業	法第38条の2の2第1項 第3号の事業
電波法別表第二	周波数計	○	○	○	○
	スペクトル分析器	○	○	○	○
	電界強度測定器	○	○	○	○
	高周波電力計	○	○	○	○
	電圧電流計	○	○	○	○
	標準信号発生器	○	—	—	○
電波法別表第三	バンドメーター	—	○	○	○
	オシロスコープ	—	○	○	○
	電力測定用受信機	—	○	○	○
	スプリアス電力計	—	○	○	○
	低周波発振器	—	○	○	○
	擬似音声発生器	—	○	○	○
	擬似信号発生器	—	○	○	○
	変調度計	—	—	○	○
	比吸収率測定装置	—	—	○	○
	直線検波器	—	—	○	○
	ひずみ率雑音計	—	—	○	○
	レベル計	—	—	—	○

※ただし、較正期間の延長は、測定器等の製造から10年以内に較正等を受ける場合とし、製造から10年を超えた場合の較正期間は、経年劣化等を踏まえ、1年とする。